

# 令和8年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務仕様書

## 1. 業務の名称

令和8年度朝倉市ホームページ広告掲載業務

## 2. バナー広告記載媒体の概要

- (1) バナー広告を掲載するWEBページの名称等 朝倉市ホームページ (<https://www.city.asakura.lg.jp>)
- (2) 掲載場所 トップページ最下段
- (3) アクセス件数 令和7年4月～令和8年3月の月平均  
※トップページアクセス数:83,779件

## 3. バナー広告掲載の業務内容

- (1) 朝倉市ホームページに掲載するバナー広告の広告掲載者の募集及び作成などに関する一切の業務とする。
- (2) バナー広告掲載者の募集期間は、契約日から掲載できる期間の末日までとする。
- (3) バナー広告の掲載できる期間は、令和8年12月1日から令和9年11月30日までとする。
- (4) 1バナーの掲載期間は原則1か月単位とする。
- (5) メンテナンス等によりホームページの公開を停止する期間についても掲載期間に含まれるものとする。
- (6) バナーのサイズは177px×98px、枠数は10枠とする。
- (7) ファイルの種類は「GIF」又は「JPG」とし、ファイル容量は10KB以内とする。
- (8) アニメーションGIFの使用は可能とするが、フラッシュ、Java、JavaScriptの使用は不可とする。
- (9) 掲載にあたっては、「朝倉市ホームページ広告掲載取扱要綱」に合致すること。
- (10) 内容について疑義が生じたときは、その都度人事秘書課と協議すること。
- (11) 内容については、本業務の契約の相手方がすべての責任を持ち、朝倉市長は責任を負わない。

## 4. バナー広告掲載の基準

- (1) バナーファイル及び「朝倉市ホームページバナー広告掲載等承認依頼書兼承認通知書」を掲載開始日の2週間前までに人事秘書課に提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、掲載を中止する等、緊急を要する場合は、別途指示するものとする。
- (2) バナーファイルの提出は朝倉市人事秘書課宛メール(jinji-kouhou@city.asakura.lg.jp)への添付を原則とする。
- (3) ホームページへの掲載等は人事秘書課が行うものとする。
- (4) ホームページへの掲載は掲載開始日の9時00分までに行うものとする。また、掲載の終了については、掲載終了日の24時00分までに行うものとする。
- (5) 掲載開始日が閉庁日に当たる場合は、その次の開庁日、掲載終了日が閉庁日に当たる場合は、その前の開庁日に行う場合がある。

## 5. その他

広告主の半数は朝倉市内に事業所を有するものであることとする。